

毒物劇物危害防止規定について

1 危害防止規定の目的及び性格について

危害防止規定は，当該製造所等における毒物又は劇物の管理・責任体制を明確にし，もって毒物又は劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することをねらいとした事業者の自主的な規範であること。

2 危害防止規定の記載事項について

(1) 危害防止規定は，当該製造所等において取扱われる毒物及び劇物の種類・量・取扱いの方法等の態様に応じ，具体的，かつ，詳細な内容になるように作成すること。

なお，毒物及び劇物の運搬車など製造所等以外の事項にわたる内容であっても差し支えないこと。

(2) 危害防止規定の記載事項には，毒物及び劇物の管理・責任体制を明確にし，毒物及び劇物による危害防止の目的を達成しうるよう，下記の基本的な事項が記載されていなければならないこと。

なお，危害防止規定に付随してそれぞれの基本的事項について，規定を具体的に実施するために必要な細則を定めること。

ア 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者，これらの作業に係る設備等の点検・保守を行う者，事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項

イ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項

ウ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項

エ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項

オ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

カ 毒物及び劇物貯蔵又は取扱いの作業を行う者及びこれらの作業に係る設備等の保守を行う者並びに事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項

キ その他，保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項

《例示》

毒物劇物危害防止規定

所在地

名称

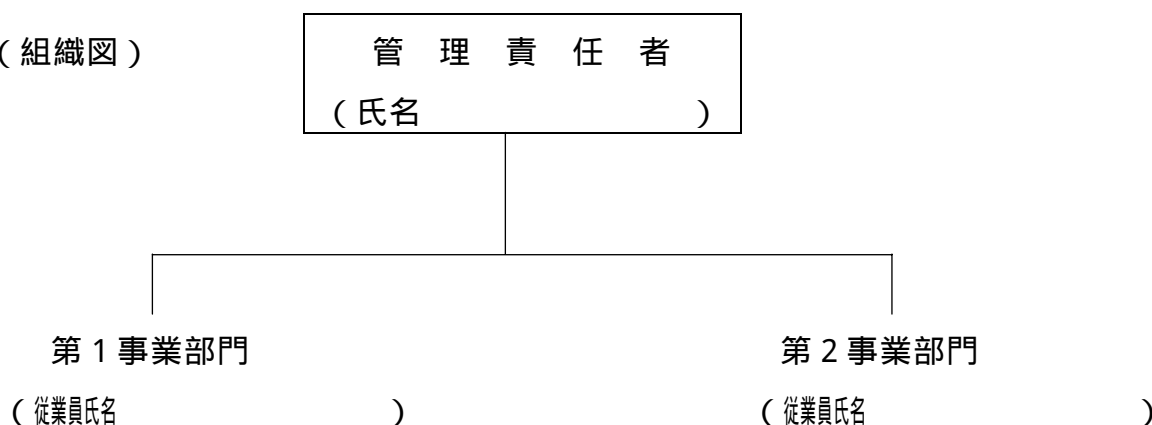
1 目的

本規定は、毒物劇物の管理体制を明確にし、もって保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。

2 管理責任者

毒物劇物の取扱いに関し、事業所全体を管理、監督する毒物劇物管理責任者を設置する。

(組織図)



(管理責任者の業務)

(1) 管理責任者は、5「注意及び確認事項」に掲げる管理簿・自己点検表・毒物劇物の取扱い方法等を定期的に確認し、異常が認められた時は、速やかに必要な措置を行う。

(2) 管理責任者は、毒物劇物の取扱いに関し、必要な指示を各部門の管理者を通じ従業員に与える。

(従業員の業務)

各従業員は、管理責任者の指示に従い、必要な助言及び報告を行う。

3 緊急連絡網

事故等が発生した際には、速やかな対応を行い、毒物劇物による危害を最小限に引き止めるための緊急連絡体制を確立する。

(4) 応急措置・廃棄について

- ・ 万一、保管容器等から毒物劇物が流失、飛散した場合には、直ちに3「緊急連絡網」により関係者に連絡すること。
- ・ 被害の拡大を防ぐため、別紙「応急措置」により適切な対応を行うこと。
- ・ 廃棄については、自家処理せず、都道府県の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、適正な処理を行う。
- ・ 委託処理を行った場合には、その処理した量、年月日等を記録し、3年間保存すること。

(5) 教育及び訓練

管理責任者は、保健衛生上の危害防止のため、定期的な教育及び訓練を行うこと。

- ・ 法の規制に関すること
- ・ 事故等の応急措置に関すること。
- ・ 毒物劇物の性状に関すること。
- ・ その他

別紙 2

日 常 点 検 表

(所属)

確 認 日		年 月 日(AM)	年 月 日(PM)	備 考
確 認 事 項				
貯	施錠の状態			
	カギの保管状況			
	表示内容			
蔵	固定状況			
	流失・飛散の有無			
設	他との区分			
	改修等の必要性			
備	その他			
製	表示内容			
	飲食物容器への保管の有無			
品	その他			
応急措置 品目毎の措置の確認				
廃棄 廃棄方法の状況				
そ の 他				
確 認 印	担 当 者 印			
	所 属 責 任 者 印			
	管 理 責 任 者 印			

